

議員提出議案第6号

精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を
求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

福祉生活病院常任委員会

委員長 福間裕隆

精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を求める意見書

国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの三障がいの一元化が基本的な方向性であるが、鉄道や航空機等の公共交通機関における運賃割引制度の適用については、身体障がい者及び知的障がい者は対象として適用されているものの、精神障がい者は除外され、障がいの種別によって支援の内容に差があるのが現状である。

地域で自立した生活を送ることは、精神障がい者本人や家族の切実な願いであるが、障害基礎年金と就労支援施設等から受け取る工賃により生計を立てている多くの精神障がい者にとって、通院、通所、その他日常生活での活動のための交通費の負担は重く、自立や社会参加の妨げとなっている。

平成 26 年 2 月、我が国は障害者権利条約の締約国となり、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化される中で、本年 4 月には障害者差別解消法の施行を控えていることも鑑みれば、精神障がい者のみが交通運賃割引制度の対象から除外されている現状は、早急に改善されるべきである。

よって、国においては、鉄道をはじめとした全国の公共交通事業者による精神障がい者への交通運賃割引の適用が速やかに実現されるよう、適切な措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣